廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

 \bigcirc 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十五号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

三〜七 (略)	三〜七 (略)
	耐火被覆材
同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材	同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び
ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと	ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと
ハ パーライト保温材	ハ パーライト保温材
ロ けいそう土保温材	ロ けいそう土保温材
イ 石綿保温材	イ 石綿保温材
建材除去事業により除去された次に掲げるもの	綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
二 建築物に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石綿	二 建築物等に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石
	綿建材除去事業により除去された当該石綿
から石綿建材除去事業により除去された当該石綿) に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石
一 建築物に用いられる材料にあつて石綿を吹きつけられたもの	建築物その他の工作物(次号において「建築物等」という。
物は、次のとおりとする。	物は、次のとおりとする。
7 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄	7 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄
2~6 (略)	2~6 (略)
第一条の二 (略)	第一条の二 (略)
(令第二条の四の環境省令で定める基準等)	(令第二条の四の環境省令で定める基準等)
現行	改 正 案

ー〜四 (略) 一〜四 (略) 一〜四 (略) 一〜四 (略) 一〜四 (略) 一〜四 (略)	(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板) 二・三 (略)	一〜三 (略)	有するものとする。 「石綿含有一般廃棄物) 「石綿含有一般廃棄物) 「石綿含有一般廃棄物)	8~53 (略)
ー〜四 (略) 高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さと第一条の六 令第三条第一号ト②pの規定による環境省令で定める(一般廃棄物の保管の高さ)	二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略)	一〜三 (略) は、次のとおりとする。 は、次のとおりとする。 第一条の四 令第三条第一号への規定による環境省令で定める基準(一般廃棄物の積替えに係る基準)		8~53 (略)

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

~五 (略)

廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)
六 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

√五 (略)

廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)へ、法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事

類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げ者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種第二条の五法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業

るとおりとする。

 処分
 (略)

 収集又は運搬
 (略)

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

√五 (略)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

~ 五.

(略)

項等)(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事

るとおりとする。
類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げ類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げ者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種第二条の五 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業

処分	収集又は運搬
(略)	(略)

備 考 集若しく は 運 搬又は 処 分に 保る一 般 廃棄物に 石綿含有

欄に掲げる事項について 般廃棄物が含まれる場合は 石綿含有 上欄の区分に応じそれぞれ下 一般廃棄物に係るものを

2 3 略

明らかにすること。

般廃棄物の最終処分場に係る埋 立処分の終了の 届 出

第五条の五 知事に提出して行うものとする。 分の終了の届出は、 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処 次に掲げる事 項を記載した届出書を都道府県

〈 四

五. 埋め立てた廃棄 物 0 種 類 (当 該 廃棄物に石綿含有 般廃棄物

が含まれる場合は、 その旨を含む。 数量及び性状

了 九

(略)

2 前項の届出書には次に掲げる書類及び 义 面を添付するものとす

略

兀 物が埋め立てられている位置を示す図 石綿含有 般 廃 棄 不物を埋 8 <u>\frac{1}{2}</u> て た場合 面 は 石綿含有 般廃棄

(一般廃棄物の最終処分場の廃 止 の確認 の申請

第五条の五の二 分場の廃止の確認を受けようとする者は、 た申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 法第九条第五 項の規定による一般廃棄物の最終処 次に掲げる事項 な記載

(略)

2 3 略

第五 知事に提出して行うものとする。 分の終了の届出は、 条の 般 五. 廃 棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋 次に掲げる事項を記載した届出書を都道 届

府県型

一 匹 (略)

Ŧī. 埋め立てた廃棄物 の種

類、

数量及び性状

六~ 九 (略)

2 前項の 届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとす

る。

略

般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請

第五条の五 分場の廃止の確認を受けようとする者は、 た申請書を都道 の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の 府県知事に提出 しなければならない。 次に掲げる事 項 がを記 最終 載処

略

兀 埋め 立てた一 般 廃 棄 物 \mathcal{O} 種 類 (当 該 般 廃 棄 物に 石 綿 含 有

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付する| 五〜十六 (略)

する。 する。かに掲げる書類及び図面を添付するもの2.前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するもの

一~四 (略)

廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

五(略)

第 して行うものとする。 届出は、 五. 市 条の 規定による市町 町 +村の 次に掲げる事 5に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出6る市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の法第九条の三第十項において準用する法第九条第四項 設置に係る最 終処 分場に係る埋 立処 分の終了の 届 出

~四 (略)

五. が . 含まれる場合は 埋め立てた廃棄 物 その旨を含む \mathcal{O} 種 類 当 該 廃 棄 物に 数量及び性状 石綿含有 般廃棄物

六~九 (略)

2 (略

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

た申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載し五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の界五条の十の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第

四 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

五~十六 (略)

- o。 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するもの

する。

5

兀

略

2

五 (略)

第五 して行うものとする。 届 \mathcal{O} 市 温出は、 条の十 規定による市町 町 村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の 次に掲げる事 3る市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了法第九条の三第十項において準用する法第九条第四 項を記載 た届出書を都道府県知事に 届 提 出 の項

一~四 (略)

五 埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

六~九 (略

2

略

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

第五 廃 五 申 止 項 条の十の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第 の規 請 0) 書を都道 確認を受けようとする市 定 による市 府県知事に 町村の設置に係る一般廃棄物の 提出 しなけ 町村 は、 ればならない。 次に掲げる事 最 ず項を記 終処分場の 載し

一 <u>5</u> 三

兀 般廃棄物が含まれる場合は 埋め立てた一般廃棄物の 種 その旨を含む。 類 **金**当 該 般廃棄物に石綿含有 及び数量

五~十六 (略)

2 略

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請

第六条の三 に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければなら 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次

一 <u>5</u> 三

兀 合には、当該許可に係る事業の 法第七条第六項又は法第十四条第六項の許可を受けて 範 井 . る場

六 五

利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項 申請者が設置し、 又は設置しようとする当該申請に係る再 生

施設の設置の場 所

\ |-(略)

2 ならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付 しなければ

一 十 四

十五. 前三年の所得税の納付すべき額及び納付 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直 済額を証する書類

十六~二十一 (略)

(再生利用を行い、 又は行おうとする者の基準

> 一 <u>5</u> 三 略

兀

埋め立てた一 般廃棄物 の種類及び数量

五. 一十六 略

2

第六条の三 に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければなら (一般廃棄物の再生利用の認定の申請 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、

次

ない。 <u></u> 三 (略)

兀 には、当該許可に係る事業の 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場 範 囲

(略)

六 五 利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再

施設の設置と場所

口 \ |-略

2 ならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

一~十四四

十 五 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 申請者が個人である場合には、資産に関する調書 前

十六~二十一

、再生利用を行い、 又は行おうとする者の基準)

める基準は、次に掲げるとおりとする。第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定

~四 (略)

る知識及び技能を有すると認められる者であること。 五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足り

係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員イー申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に

(略)

六~十一 (略)

(再生利用の認定の特例)

ない。 号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用し号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用し用が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の五第四対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利式、条の六の二 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の

·二 (略

(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

棄物であつて環境大臣が定め 害化処理をいう。 することにより おそれがある性状を有し、 定める一 条の二十四 般廃棄物は、 ロ の 二 迅 速かつ 法第九条の十第一項の規定による環境省令で 一同じ。 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる 安全な無害化処理 カュ るものとする。 つ、 が 促進されると認められる一 同条の規定による特例の対象と (同項に規定する無

める基準は、次に掲げるとおりとする。第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定

一~四 (略)

る知識及び技能を有すると認められる者であること。 五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足り

係る収集若しくは運搬又は処分に関する業務を行う役員申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請

口 (略)

六~十一 (略)

(再生利用の認定の特例)

一•二 (略)

(申請の経由)

は、地方環境事務所を経由して行うものとする。第六条の二十四の三 法第九条の十第一項の規定による認定の申請

(無害化処理の内容の基準)

省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の規定による環境

るものであること。 害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であると認められめる基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境大臣が定める一般廃棄物を、当該一般廃棄物ごとに環境大臣が定している。

投入すること。
三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に

廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

五 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の規定による環境

有する者であること。 一周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を

る事項を適切に行うことができる者であること。 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げ

イ 受け入れる一般廃棄物の性状の確認及び管理

ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理 した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理 一次の元第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十

四 こと。 該 定するものを除き 理 一施設である場合には、 当 般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者である 「該申請に係る無害化処理 当該 施設に係るも 第四条の の用に供する施設が 五に規定する基準 のに限る。 に従い、 般廃棄物処 (前号に規 当

りる知識及び技能を有すると認められる者であること。 五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足

ロ 申請者が個人である場合には、当該者 係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に

められる者を有すること。技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認 代表者であるものに限る。)において当該無害化処理に関する

七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに

足りる経理的基礎を有すること。

- こと。 - 八 - 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。

過しない者に該当しないこと。
十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経

般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。-- その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一

(無害化処理の用に供する施設の基準)

省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の規定による環境

規定する基準に適合していること。第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に

処理能力を有すること。 法第九条の十第二項第五号の規定により申請書に記載された

廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。 四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般

無害化処理の認定の特例)

無害化処理が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る第六条の二十四の七 法第九条の十の規定による無害化処理に係る

の 二 十 規定は、 应 0 適用しない \overline{H} 第四 号 及び 前 条 第 号 0 規 定 に か か わ 6 ず れら

処理の用に供する施設の維持管理をすることができること。者が、環境大臣が定める基準に従い、当該一般廃棄物の無害化当該一般廃棄物に係る無害化処理を行い、又は行おうとする

一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。 当該施設が第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)

載すべ する施設の 条 7 の 二 きもの 申 + 位置、 ┞請書] -四 の は、 لح 次 構 造等の いう。 のとおりとする。 法 第九 設 条 に同 置に関する計画に係る事項として記 0 +第二項 項第六号の無害 の申請書 1化処理の 以 下この条に 用に供

無害化処理の用に供する施設の位置

無害化処理の用に供する施設の構造及び設備無害化処理の用に供する施設の処理方式

排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法

質その他の生活環境への負荷に関する数値五一設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水

施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは2 申請書に法第九条の十第二項第七号の無害化処理の用に供する、 その他無害化処理の用に供する施設の構造等に関する事項

の保全のため達成することとした数値排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境

次のとおりとする。

3 法第九条の十第二項第八号の規定による環境省令で定める事項三 その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項

一無害化処理の方法

次のとおりとする。

コンドリスドラスに引いる手具 二 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬

出の時間及び方法に関する事項

四 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関ニ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

面積地

口

する次に掲げる事項

積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

Ŧī.

第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受け、法第七条第一項若しくは第六項、法第十四条第一項若しくは

法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場ている場合には、当該許可に係る事業の範囲

場合には、その法定代理人の氏名及び住所・申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である合には、当該許可に係る施設の種類

定する役員の氏名及び住所・申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規

相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の

ている者のなした出資の金額は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をし

十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、そ

の者の氏名及び住所

- 般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項十一をの他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一
- 事業計画の概要を記載した書類申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 該施設の付近の見取図立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当二無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、
- 備を用 臣が定めるもの 模の設備又は 应 無害化処 の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大 いて行つ 理の た実 用に供する施設の処理能 日当たり (証試 験に関 \mathcal{O} 処理能力が二十ト する書類であ 力の 十分の ン以上 つて、 第六条の二 の規模の設 以上の 規
- との科学的因果関係を説明する書類環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることをいう。) する施設において行う一般廃棄物の無害化(人の健康又は生活」 当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供
- 用開始に至る具体的な計画書
 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使
- 術的能力を説明する書類、無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技
- 第六条の二十四の五第六号に規定する者の履歴書
- 、 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する

者の人数を記載した書類

- 、当該許可証の写し
 九 前項第五号又は第六号に規定する許可を受けている場合には
- 金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類+ 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資
- おける法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類ける貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度に十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度にお
- 請者が当該施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合-三 無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類-二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直
- 事項証明書 | 中請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記| には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 項に規定する登記事項 後見人及び被保佐人に該当し 記等に関する法律 申請者が個人である場合には、 (平成十一年法律第百五十二号) 第十条第 証明書をいう。 ない 旨の登記事項証明書 住 以 民 下同じ。 票 の写し並びに成年被 (後見 登
- 者であることを誓約する書面十六 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない
- 人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書る場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見・七 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者であ
- 規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人一、申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに

に該当しない旨の登記事項証明書

| 一九 申請者が法人である場合には、登記事項証 | 同五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額 | で相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民 | これらの者があるときは、これらの者の住民 | で相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民

しない旨の登記事項証明書その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当二十申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、

一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面二十一をの他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める

該有価証券報告書を申請書に添付することができる。 るときは、前項第十一号及び第十四号に掲げる書類に代えて、当 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成してい

『についての調査の結果を記載した書類》(無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影)

る。おいて読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用す第六条の二十四の九 第三条の二の規定は、法第九条の十第七項に

(記録の閲覧)

定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が第六条の二十四の十 法第九条の十第七項において準用する法第八

0

(記録する事項)

定める事項とする。

一次の四の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が一次条の四の規定による環境省令で定める事項は、第六条の二十四第六条の二十四の十一法第九条の十第七項において準用する法第

(一般廃棄物の無害化処理の認定証)

に掲げる事項を記載して交付するものとする。 第六条の二十四の十二 令第五条の十一の規定による認定証は、次

氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

認定の年月日及び認定番号

種類 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の

四 無害化処理の方法

五.

無害化処理の用に供する施設の設置の場所無害化処理の用に供する施設の種類

無害化処理の用に供する施設の処理能力

(事業の廃止及び変更の届出等)

廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を第六条の二十四の十三 令第五条の十二第一項の規定による事業の

記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

一 認定の年月日及び認定番号 氏名

四 廃止の理由 三 廃止した事業の範囲

五 廃止の年月日

2 前項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

| 令で定める事項は、次のとおりとする。|| 第六条の二十四の十四 | 令第五条の十二第二項の規定による環境省|

法第七条第五項第四号リに規定する役員法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資

四 令第四条の七に規定する使用人

五.

の学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるも学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるも第六条の二十四の八第四項第四号に掲げる書類に記載する科

荷を増大させる場合に係るものを除く。)に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負に外うの二十四の八第一項第三号に掲げる事項(当該変更

は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係第六条の二十四の八第一項第四号に掲げる事項(排ガス又

るもの を除く。

無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬 第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつ 生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の 、頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。 第六条の二十四の 八第二項各号に掲げる事項 (同項第 一 号

出の時間及び方法に関する事項

着工予定年月日及び使用開始予定年月日 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

面 所 在 地

積替え又は保管を行う一 般廃棄物の種類

第 条の六の 規定の 例による高さのうち最高 のもの

2

日 から十日以内に、 令第五条の十二第二項の規定による変更の届出 次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣 は 当該変更の

提出して行うものとする。

氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の

認定の年月日及び認定番号

変更の内容

兀 変更の理由

五.

変更の年月日

3 する。 前項の 届出書には 次に掲げる書類及び図面を添付するものと

法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、

附行為及び登記事項証明書 に該当しない 人にあ つて 旨の登記事項 は 住 民 アック 写 (証明書、 L 並 立びに成れ 法人にあつては定款又は寄 年 -被後見· 人及び被保佐人

の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面 第一項第五号(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる事項

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類 置に関する計画を記載した書類 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設

当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用にに関するものに限る。)

に関する技術的能力を説明する書類 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべきは、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理

法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合に

及び

納付済額を証する書類

額及び納付済額を証する書類 は、 資産に 関する調 書並 立びに直 前 三年 0 所得税 0 納付すべ き

般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定め Ś

兀 場合には、 第一 項第五号(ハに係る部分に限る。 次に掲げる書類及び図面 に掲げる事項の 変更

計画を記載した書類 変更後の無害化処理の用に供する施設 の維持管理に関する

変更後の事業計画の概 威要を記: 載した書類

技術的能力を説明する書類変更後の無害化処理の用に供 する施設の維持管理に関する

変更後の

無害化処理

一の用に供する施設の維持管理に要する

額及び納付済額を証する書類 書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき 資金の総額及びその は 法第九条の 直前五 年 \dot{O} + 各事 第 業年度における貸借対照表及び損益計算 項 資金の調 \mathcal{O} 認定を受けた者 達方法を記載した書類 が法人である場合に

納付済額を証する書類 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合に 資産に関する調書、 直前三年の所得税の納付すべき額及

その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める 般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五. 届出者は、 兀 第 第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面項第八号に掲げる事項の変更の場合には、第六条の二十 前項第 直前の・ 一号、 事業年度に係る有価証券報告書を作成してい 第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代

るときは

きる。 えて、 当 該 有 価証券報告書を第一 二項 0 届 出 書に 添 付することがで

第二項の 届出 は、 地 方環境事務所を経 由 して行うものとする。

(施設の 廃止 等の 届 出

第六条の二十四の十五 開の日から十日以内に、 に掲げる事項を記載した届出書を、 理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 【の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次令第五条の十二第一項の規定による無害化 環境大臣に提出して行うも 当該廃止若しくは休止又は再 その代表者の のとする。

兀 廃止若しくは 無害化処 三害化処 理 理 $\overline{\mathcal{O}}$ $\overline{\mathcal{O}}$ 休 用 用に供する施設の設置の場所 止 又は 供 する施設 再 開 \mathcal{O} 理由類

氏名

認定の

年

户

日 及び

認定番号

六 五 廃止若しくは休止又は再開の年月日

2 前項の届出は、 地方環境事務所を経由して行うものとする。

(報告)

第六条の二十四の十六 提出しなければならない 棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に ける当該認定に係る一般廃棄物の無害化処理に関し、 毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間にお 法第九条の + 第 項の認定を受けた者は、 当該 般廃

氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の

認定の 年 힑 日 及び 認 定 番号

種類及び数量 「該認定に係る施設に おい て無害化 処理 を 行 0 た 般 廃 棄物

兀 廃棄物ごとに環境大臣が定める事項 その他第六条の二十四の二の規定により 環境大臣が定める

2 前項の 報告は 地 方環境事務所を経由 して行うも のとする。

般廃棄物 0 輸出 \mathcal{O} 確 認 0) 申

第六条の二十七 号による申請書を環境大臣に提出しなけ 確 認を受けようとする者は、 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の 次に掲げる事項を記載した様式第二 ればならない。

当 該一 般 廃 棄 物 0) 種 類 (当 該 般廃 棄 及び性状のは、 般廃棄

物が含まれる場合は 当 が含まれる場合は 該一 般廃棄物の 数量 その数量を含む。 **当** 該 む。 般廃棄物 に石綿含有 般廃 棄

そ

0)

旨

を含

四 ~ 十 (略

2 \ 4

5 号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。 たとき)は、 4物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつて 個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了し 般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、 遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した様式第三十四 当該確認に係る一 般廃

(略)

含有 当該確認を受けた一般廃棄物 般廃棄物が含まれる場合 は 0) 種 そ 類 0 (当 旨 1を含む。 該 日む。) 及び性状般廃棄物に石綿

般廃 棄 物 の輸 出 0 確認 の申 請

第六条の二十七 号による申請 確認を受けようとする者は、 書を環境大臣に提出 法第十条第一 次に掲げる事項を記載した様式第二項の規定により一般廃棄物の輸出に 項の規定により一般廃棄物 しなければならない。

(略)

当該

般

廃

棄

物

0

種

類 及び

性

状

三 当 該 般 廃 棄 物 0 数

5

2 \(\)

略

兀

5 は、 号による報告書を環境大臣に提出 たとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十 棄 .物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつて 一般廃棄物の 個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了し 輸出 の確認を受けた者は、当該確認に係る一 しなければならない。

一 <u>5</u> 三 (略)

兀 数 量 当該確認を受けた一 (輸出の 括確認を受けた者にあつては、 般廃棄物の種類及び性状並びに輸 当 該 確認 の出 有し 効た

前日とははよべてのかけて一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、

輸出した数量及びその合計

6 (略)

Ŧī.

六

略

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によること(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者につり船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に表る区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号によとされる令第三条第一号二の規定による表示は、次の各号に掲げ

~四 (略)

、ては、

この限りでない。

2 (略)

区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の令第三条第一号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる

一~七 (略)

運搬に係るものに限る。)とする。

において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し、法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者、令第七条の七

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

びその合計) 期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及

6 (略

五.

六

略

示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者につり船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に表る区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号によ第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によること(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

~四 (略)

いては、

この限りでない。

2 (略)

運搬に係るものに限る。)とする。 区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の令第三条第一号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる

一~七 (略)

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

、次項に掲げる者については、この限りでない。体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただしの各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車第七条の二の二(令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次

~四 (略)

Ŧi. 認定番号 収 集又は運 法第十五条の 搬 0 用 兀 0 供 几 す 第 る運 項 搬 0 認 車 定を受けた者 ある旨 氏 名又は名称 産業廃棄物の 及び

2~4 (略)

(石綿含有産業廃棄物)

第七 えて含有するもの 条の一 !産業廃棄物 る産業廃 の 三 棄 物 あ 令第六条第 は、 (廃石綿等を除く。 て、 工作 石 「綿をそ 物 の新 項 第 築、 0 号 重)とする。 量 口 改築又は除 0 の規定による環境省令で \bigcirc 去に伴 セン て生じ を超

第七条の三 \mathcal{O} ととされた令第三条第 五の規定の例によるほ 産業廃棄物の 令第六条第 積替え 0) 一号リ(1)口の規定による掲示板は、第一条||項第一号ホの規定によりその例によるこ か、 た \otimes 令第六条第一項第一号ホの規定によ \mathcal{O} 保 管 1の場 所に係る掲 示 板

ŋ

当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数

石綿含有 でなければならない。 替えるものとする。 (以 下 積替えのための保管上限」という。) 般 廃 **廃棄物**」 この とあ 場合に るの は お 1 石 て 綿 含有 第 条の 産 を表示したもの 業廃棄物」 五第 号 と読 中

、次項に掲げる者については、この限りでない。体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただしの各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車第七条の二の二。令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次

~四 (略

2~4 (略

第 でなければならない。 量 ŋ \mathcal{O} 五の規定の例によるほ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の 産 **(**以 業廃 下 棄物の積替えのため 「積 替えのための保管上限」という。)を表示したもの か、 令第六条第 の保管の場所に係る掲示板 項第 一号ハの規定によ 数

る場合は、次のとおりとする。第七条の四の令第六条第一項第一号示の規定による環境省令で定め(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

· 二 (略)

条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号口(3)の規定こととされた令第三条第一号リ(1)口の規定による掲示板は、第一七条の五 令第六条第一項第二号口(1)の規定によりその例による ものでなければならない。 により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物 数量 読 、産業廃棄物の処分等の み替えるものとする。 協含有 (以下「処分等のための保管上限」という。 般 廃棄物」 ため この場 لح あ の保管の場所に係る掲 るの 合に は、 お V 石綿含有産業廃棄物」 て、 第 条の五第 示 を表示した 板 号 もの

棄物は、 て処理できる産業廃棄物と同 ~ 五. 「該各号に定める一般廃棄物 条の七 令第六条第一 次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、 (略) 令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める一般廃 項第二号口 (3)の環 <u>ー</u>の (当該産業廃棄物の処理施設におい 種 境省令で定 短類のも のに限る。 んめる一 般廃)とする。 棄物

石 綿含有産業廃 廃棄物と分別して収 棄 物 0 体集され 溶 融 施 たも 設 0) 石 に限る。 綿 含 有 般廃 棄物 他 0

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める場合及(令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める場合及び数量)

第七条の四 令第六条第一項第一号ハの規定による環境省令で定(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

·二 (略)

る場合は、

次のとおりとする。

の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したにより当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号口(3)の規定第七条の五 令第六条第一項第二号口(1)の規定による掲示板は、第一年業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板)

でなければならない。

第 七 て処理できる産業廃棄物と同 当該各号に定める一般廃棄物 棄物は、 (令第六条第一項第二号口(3) ~ 五. 条の七 次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、 令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める一 (略) の環境省令で定める一 一の種類のものに限る。 (当該産業廃棄物の処理施設におい 般廃棄)とする。 物 般

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める場合及(令第六条第一項第二号ロ③の環境省令で定める場合及び数量)

び数量は、 次のとおりとする

る数量とする。 設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八(アスファ 棄物を除く。)又はアスファルト・コンクリートの破片であ ルト・コンクリートの に伴つて生じた木くず、 建設業に係る産業廃棄物 当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、 分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において 破片にあつては、 コンクリー Î 作物の新築、 トの破片 七十)を乗じて得られ 改築若しくは除 (石綿含有産業廃 当該処理施 去 0

兀

五. 第三条第一号リ②口に規定する高さを超えない限りにおいて保条第一項第二号口①の規定によりその例によることとされた令 管することができる数量とする。 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六

2

(産業廃棄物保管基準

第八条 のとおりとする。 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、 次

保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(略)

ていること。 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けら

(2)(1)

次に掲げる時負うを表示したものであること。

び 数量は、 次のとおりとする。

ては、 する数量に二十八(アスファルト・コンクリ 保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当 再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファル ・コンクリートの破片であつて、 建設業に係る産業廃棄物 七十)を乗じて得られる数量とする。 (工作物の新築、改築若しくは除 分別されたものに限る。)の ĺ 1 ・の破片にあつ

略

五四 管することができる数量とする。 第三条第一号ト②口に規定する高さを超えない限りにおいて保条第一項第二号口1の規定によりその例によることとされた令 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六

2 (略)

(産業廃棄物保管基準

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、 のとおりとする。 次

保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(略)

ていること。 次に掲げる時負うを表示したものであること。

見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けら

一〜五 (略)	る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。) 「一、 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係一、 一、 一、 (略) 「一、 一、 一
一〜五 (略) 廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする 廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める一般(産業廃棄物の運搬を委託できる者)	る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) (産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする (産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする
	飛散の防止のために必要な措置を講ずること。 ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の ずること。 イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合
二・三 (略) (ハ・ニ (略) (川 保管する産業廃棄物の種類	四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずるこれ・三 (略) 「一、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含工・三 (略)

(委託契約書に添付すべき書面)

当該各号に定めるものとする。

る書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれよりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定め第八条の四(令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定に

るものであることを証する書 委託しようとする産業廃棄物の運 る令第五条の十一に規定する認定 の 0 定する認定証の写し、 :可証の写し、 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて 九に規定する認定証の写し、 令第七条の三において準用する令第五条の 令第七条の五に 面 令第七条の七において準 搬がその事業の範囲に含まれ 証の写しその他の受託者が他 第十条の二に規定する おいて準 -用する令第五 十用す 一大に

できる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことが る令第五条の 条の六に規定する認定証の写し、 準用する令第五条の 定する許可 その事業の範囲に含まれるものであることを証する書面 産業廃棄物の 九に規定する認定証 証の写し、 処分又は再生に係る委託 十一に規定する認定証 令第七条の三において準用する令第五 の写 令第七条の五にお Ĺ 認契約書 令第七条 の写しその 第十条の六に の七にお 11 て準 他の受 用す ** \

(委託契約に含まれるべき事項)

規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の

(委託契約書に添付すべき書面)

当該各号に定めるものとする。

る書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれるりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定め第八条の四(令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定に

を 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する 産業廃棄物の運搬を をする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであ をする認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五 とする産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する

の範囲に含まれるものであることを証する書面 あつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業 条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用す 規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五

(委託契約に含まれるべき事項)

規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の

該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当 七~九 表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の 六 委託者の有する委託した産業廃棄物 で定める事項は、 処分の 備考 運 八条の五 (事業者の帳簿記載事項等) 要な次に掲げる事項に関する情報 イ~ニ 略 搬 物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は は、その旨 委託する産業廃 (略) 委託 運 (略) 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五 搬 (略) 運 略 略 被の 次のとおりとする。 委 棄 託 物 に 処分又は処分の委託に係る産業廃棄 石 綿 含有 産 業廃 0 適正な処理のために必 棄物が含まれる場合 上欄の区分に応 第八条の五 該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当 七~九 表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする 施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の 六 委託者の有する委託した産業廃棄物 一 5 五. で定める事項は、 処分の 運 ホ イ~ニ 要な次に掲げる事項に関する情報 (略) 搬 業者の帳簿記載事項等) 委託 (略) 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五 略 (略 略 略 次のとおりとする。 0 適正な処理の ために必

に係るもの じそれぞれ を明ら 下 - 欄に かにすること 掲 げ る事 ず項に 0 V. 7 石 綿 含有産業廃棄物

2·3 (略

別管理 産 業廃 棄物 0 積 替えの ため 0) 保 管 0 場 所 に !係る掲 示 板

第八条の十の二 えのため 別管理産業廃棄物の によることとされる令第三条第一号リ(1) 0) 規定により当該保管の場所において保管することができる特 一条の Ó 保管上 五の規定の例によるほ れる令第三条第一号リ(1)口の規定による掲示令第六条の五第一項第一号二の規定によりそ 限 数量(以下 という。 「特別管理産業廃棄物に係る積替 を 表 か、 令第六条の五第一項 示したも のでなけ れ えばなら その 第 板は 一 号 例 第

別管理 産 一業廃 棄 物 \mathcal{O} 処 分等 0 ため 0) 保管 1の場 所に係る掲 示 板

号チ る特別管理産業廃棄物 例 ならない。 一分等の 3、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二2によることとされる令第三条第一号リ(1)口の規定による掲示板条の十の四 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその (3) O ため 規定により当 0) 保管上 限 \mathcal{O} 該保管の場所において保管することができ 数 という。 量 (以下「特別管理産業廃棄物に係る を表示したものでなけ れば

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者

2·3 (略)

(特別管理産業廃棄物の積替えのため

Ó

保管の

り場所に

. 係る掲

示

ない。 、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第一によることとされる令第三条第一号ト(1)口の規定による掲示板(八条の十の二)令第六条の五第一項第一号ニの規定によりその えのための 別管理産業廃棄 = の規定により当該保管の場所において保管することができる特 保管 上限」 物の数量 という。 (以 下 「特別管理産業廃棄物に係る積 を表示したものでなけ 'n ば なら 号 は 例

(特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板

第八条の は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二例によることとされる令第三条第一号ト(1)口の規定による掲示板が八条の十の四 令第六条の五第一項第二号げ(1)の規定によりその ならない。 処 る特別管理産 号チ3の規定により当該保管の場所において保管することが 2分等の ため 0) 業廃棄物の数量 保管上限」という。) (以 下 「特別管理産業廃棄物に係る を表示したものでなけ でき ń

特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者〕

る特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとす第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定め

る

一~三 (略)

る特別管理 法第十五条の 産業廃棄 兀 0 物 兀 0 第 当 項 該 認定 0 認 に 定を受けた者 係る運搬を行う場合 (当該認定に係 に限る

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第

る特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする特別での出て、次の十五、法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定め

-〜三 (略)

兀 る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る 法第十 五. 条の 兀 \mathcal{O} 兀 第 項 0 認 定 を受け、 た者 (当該認 定に係

き事項) (特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべ

別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び乗物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合におい号、)の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三第八条の十六の三 第八条の四の二 (第五号及び第六号ボに係る部

る特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとす第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定め

る

一〜三 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

る特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとす第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定め

る。

〜三 (略

・子真〉(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべ

第八条の十六の三 き事項) 棄 とあるのは 兀 令で定める

事項について

準用する。

この場合において、

第八条の によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省 \mathcal{O} 物処分業」と、 の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」 規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定 「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理 同条第四号、 第八条の四の二(第五号に係る部分を除く。 第六号、 第七号及び第九号まで「 左産業廃

情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。	情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。
第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による	第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による
第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の六	第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の六
(情報処理センターへの登録手続)	(情報処理センターへの登録手続)
2 (略)	2 (略)
	その数量十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、
一~十 (略)	
、次のとおりとする。	、次のとおりとする。
第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は	第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は
(管理票の記載事項)	(管理票の記載事項)
四~六 (略)	
	の上、交付すること。
	称が管理票に記載された事項と相
理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する三 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管	物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏三 当該産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄
一•二 (略)	
第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。	第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。
(産業廃棄物管理票の交付)	(産業廃棄物管理票の交付)
のとする。	読み替えるものとする。
産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるも	第九号まで「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と

に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するため 託者に通知した後、 又は名称、 番号(以下「登録番号」という。 が含まれる場合は、 「該産業廃棄物 運搬先の事業場の名称及び所在地、 0 登録すること。 種 その旨を含む。 類 (当 該 産 業廃 を運搬受託者及び処分受 棄 物に 数量、 石綿含 当該産業廃棄物重、受託者の氏名 有 産 業廃 棄

兀 名又は名称が登録しようとする事項と相違がな 物が含まれる場合は、 上、登録すること。 当該産業廃棄物の種類 その旨を含む。 (当該産業廃 棄物に石綿含有産業廃 違がないことを確認の、数量及び受託者の氏物に石綿含有産業廃棄

五.

、情報処理センターへの 登 録 事 項

(条の三十二 法第十二条の五第一 次のとおりとする。 項 の環境省令で定める事 項

(略)

当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は

その数量

(産業廃棄物収集運搬業の 許 可 , の 申 請

九 六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 許可を受けようとする者は、 条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃 次に掲げる事項を記載した様式第 棄物収集運搬業

(略)

する次に掲げる事項 積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管の場所 に関

> 登録番号」という。 を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号(以下「 先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処 当該産業廃棄物の種 登録すること。 を運搬受託者及び処分受託者に通知し 類 受託者の氏名又は名称、 運 分

録しようとする事項と相 当該産 業廃 棄物の種類、 .違がないことを確認の上、 数量及び受託者の氏名又は名称が 登録するこ

兀

六 略

五.

第八条の三十二 (情報処 理センターへの登録 法第十二条の五第 事項) 項 の環境省令で定める事

次のとおりとする。

は

(略

(産 業廃 棄物収集運搬業の許 可の申請

第 九 六号による申請書を都道府県知事に提出 \mathcal{O} 許可を受けようとする者は、 条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬 次に掲げる事項を記載した様式 しなければならない。

一 5 五 (略)

る次に掲げる事項 積替え又は保管を行う場合には 積替え又は保管の場所に

関

項

に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は (替え又は保管を行う産業廃棄物の 種 類 その旨を含む。 (当該 産業廃棄物

ホ (略)

2 ならない。 前項の申請書には、 次に掲 げる書類及び 义 面 を添 付 L なけ n ば

一 八 見人及び被保佐人に該当し 申請者が個人である場合には、 ない 旨 住民票の写し並びに成 0) 登 記 事項 証 明書 年 ·被 後

十~十四

条の四 産業廃棄物処分業の許可 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の 0 申 請

許

産

請

による申請書を都道府県知事に提出しなければならない 可 を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した様式第八号

<u>〈</u> 匹 (略)

五. 二条の三十七及び第十二条の四 所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、 にあつては、埋立地 び 《び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合 事業の用に供する施設の 埋立容量。 第十 二条の (産業廃棄物の埋立処分の用に供される場 + 種 類、 0 +を除い 数 <u>二</u> 量、 五第 き、 設置場 以 下同 項 所、 第八号並び じ。) 設置年月日 面積 に 第十

イ 口

積替え又は保管を行う産業廃棄物 0 種

= ホ

七~十

2 ならない。 前項の 申請書に は、 次に掲 げる書類及び 図 |面を添 付 なけ れ

一~八 (略)

九 等に関 見人及び被保佐 規定する登記事 申請者が個人である場合には、 以する法律 人に該当しない旨 平 項 証明書を 成 + 年 いう。 法 律 第百五-住民票の写し並びに成年 の登記事項証明 下同 十 一号) 書 第 後見 条第 登記 被 項

十四四 略

(

3

第 +による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 可 を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号 条の 業廃棄物処分業の許可 兀 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の の申

一 〈 匹 (略)

五. 及 二条の三十七及び第十二条の四 所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十 にあつては、埋立地 及び処理能力 び 事 業の用に供する施設の種 <u>\f\</u> 容量。 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合 第十二条の (産業廃棄物の埋立処分の用に供される場 + 類、 \mathcal{O} 数量、 十九第 を除き、 設置場所、 項 下同じ。 第八号並びに 設置 0) 年 面 户 積

3 2 八 • 九 第二項第六号及び第八号に掲げる書類 第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二 8 七 しないものとすることができる。 には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類) イ 〜 \vdash 公開 るときは、 二 ・ ホ 直 都道府県知事は、 イ・ロ 十七条第二項 (略) 保管を行う場合に 新していること。 公開し、 一前の五年以上にわたり、 次表の上欄に掲げる事項に係る情報に 業廃棄物が含まれる場 事 事 保管する産業廃棄 ,業の用に供する施設 項 略 (略) (略) かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて 前項の 第 一号及び第二号を除き、 申請者が次の各号の 規定にかかわらず、 は、 物 保 合 0 の種 は インターネットを利用する方法によ 種 管 0) 類 類 場 そ (当該 派に関う 0 当 旨 (申請者が個人である場合 該 同項第一号、 いずれにも該当すると認 を含む。 産 施 つい 業廃棄物 以 する次に掲げる事項 設 下同じ。 変更の て、 分新す 当 に T該申請 第四号及び 都 0) 石 × 添付を要 度 綿 き場合 含有産 \mathcal{O} 際 3 2 八 九 には、 第二項第六号及び第八号に掲げる書類 第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二 めるときは、 七六 公開 イ~チ 二 • ホ 更 ないものとすることができる。 り公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて 直 都道府県知事は、 公開し、かつ、それぞれ引きつ、『ニュー語の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法によいの五年以上にわたり、インターネットを利用する方法によりので、当該申請の際 · 口 新していること。 保管を行う場 条第二項 事 事業の用に供する施設 前項第一号、 保管する産業廃 項 (略) (略) 略 略 第一 前項の規定にかかわらず、 一合に 号及び第二号を除き、 第四号及び第六号に掲げる書類) 申請者が次の各号のいずれにも該当すると認 棄物 は 保管の場所に関する次に掲げる事項 0 の種 種 類 類 当 「該施 (申請者が個人である場合 同項第 以下同じ。 設 一号、 変 更 更 新 すべ 0 第四 の添付を 都 き場 度

合

一号及び

設(他に産業廃棄物処分業の許可を受けてルー令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施	に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。) に算出するものとする。)	産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。) 場の名称及びその所在地を含み、石綿含有場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、委託した処理を養託するまでの一連の処理の行産、受託者の氏名又は名称並びに事業の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業がの利益を受け入れる場合は、委託した処理を業廃棄物の種類ごとの	チ (略)	造及び設備の概要造及び設備の概要造及び設備の概要造及び設備の概要造及び設備の概要造業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、設置場所、設置場所、企業廃棄物の種類(当該
六月ごとに一回	六月ごとに一回	変更の都度		
設(他に産業廃棄物処分業の許可を受けてルー令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施	ヌ 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごヌ 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分(埋立処分及び海洋との処分量並びに処分(埋立処分及び海洋スのとする。)	場の名称及びその所在地を含む。) 場の名称及びその所在地を含む。) 最終処分が終了する場合は、委託した処理程(処理を委託する場合は、委託した処理リー当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとのリー当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとのリー		式、構造及び設備の概要場所、設置年月日、処理能力並びに処理方場が、設置年月日、処理能力並びに処理方
六月ごとに一回	六月ごとに一回	変更の都度		

まで、第五号ロからへまで、第三号の二ハからへまで、 る場合には、 びニ、第二号ハ及びニ、第三号ハ及び による記録 の三において準用する法第八条の四の規定 の用に供するものを含む。 いる場合にあつては、 へまで並びに第七号ロからチまでに掲げる ,項に係る記録に (第十二条の七の三第一号 直前 からへまで、 限る。 一年間の法第十五条の二 当該許可に係る事 第四号ハからホ)を設置して 第六号口から 二,八

ヲ 5 レ 略

(略)

(略)

承諾に係る書面の 記載事 項

第十条の六の三 で定める事項は、 規定によりその例によることとされる場合を含む。 令第六条の十二第一号 次のとおりとする。 (令第六条の十五第二号の)の環境省令

廃棄物が含まれる場合は 委託した産業廃棄物の種類 その旨を含む。 (当該産業廃棄物に石綿含有産業 及び数量

二 〈 匹

0 (産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物 収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

> 第四号ハからホまで、 による記録(第十二条の七の三第一号 の三において準用する法第八条の四の規定 る場合には、 \mathcal{O} までに掲げる事項に係る記録に限る。 用に供するものを含む。 る場合にあ 第六号ロからへまで並びに第七号ロから 第二号ハ及びニ、 直前一年間の法第十五条の二 つては、 当該許 第五号ロからへまで 第三号ハ及びニ、)を設置して 可に係る事業 ハ及

ヲ〜 レ 略

三 略)

6 略

(承諾に係る書面

第十条の六の三 令第六条の十二第一号 で定める事項は、 規定によりその例によることとされる場合を含む。 次のとおりとする。 の記載事項 (令第六条の十五第二号の)の環境省令

委託した産業廃棄物の種類及び数量

<u>-</u> 兀 略

0) (産 収 集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合) 業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物

定める場合は、 法第十 次のとおりとする 兀 1条第十 兀 項ただし 書 0 規 定 による環境 省令で

同 若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。 合 Ü 物を除くものとし、 処理産業廃棄物に限る。 中間処理業者から委託を受けた産業廃)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託 当該中間処理 以下この条において同じ。 |業者が行つた処分に係る中||業廃棄物(特別管理産業廃 以下この条において)の収集 する場

1

ŋ 五. 含まれるものに委託すること。 \mathcal{O} ようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範 処 委託することができることとし、 第 ようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託安託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物不一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の

 \otimes る書面が添付されていること。 ?げる事項についての条項が含まれ、 委託契約 がは、 書面により行い、 当該 かつ、 委託 契約書には、 第八条の の四で定

(8) (2) (8) (2) (2) (8) (8) (8) (8) (8) (当 その旨を含む。 該 産業廃 棄物に石綿 及び数量 含有

あらかじめ、 !委託がイ又は口に掲げる基準に適合するものであること (法人にあつては、 当 当該中間 該委託につい 処理業者に対して再受託者の氏 その代表者 て次に定める事項 の氏名を含む。)及び が記載され 名又

> 第十条の 定める場 七 一合は、 法 次のとおりとする 兀 条第十四項ただし 書の 規定による環境省令で

同 若しくは運搬又は処分 間 棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行つた処分に係る中 .処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。) の収集 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物 じ。)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託 (最終処分を除く。以下この条において (特 別管理 計する場 産

1 合

口 含ま り四 しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の \mathcal{O} 、処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託、委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物1第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の れるものに委託すること。 範 囲

(1) 委託する産業廃棄物の種類及める書面が添付されていること。 掲げる事項についての条項が含まれ、 委託契約 は、 書面により行い、当該委託契約書には、 かつ、 第八条の四で 次に

委託する産業廃棄物の種類及び数量

(2) (5) 略 (12)

ホ ニ を明ら は 名称(法人にあつては、その代表者の氏名を含む。)及び 委託がイ又は らかじめ、 か にし、 当該 当該委託 口に掲げる基準に適合するものであること 中間処理業者に対して再受託者の氏名又 に ついて次に定める事項が記載され

第十条の八 処分の 備考 項等) とする。 業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項 項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産 収集又は (産業廃棄物収集運 (略 次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄 欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項につい 係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、 有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。 へくト (2) (4) (1) た当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。 (略) 委託 収 産業廃棄物が含まれる場合は、 集若しくは 運 委託した産業廃棄物の種類 搬 法第十四条第十五 (略) 略 略 運 搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載 搬 運 項において準用 搬 の委託、 仏は、 (当該産業廃棄物に石綿含有 その旨を含む。 産業廃産 処分又は処分の委託に する法第七条第十五 棄物の種類ごとに に掲げるとおり) 及び数量 石綿 事 第十条の八 項等) 処分の 収 とする。 業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、 項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産 略 集又 次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとお 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事 \ \ |-(2) (4) (1) 委託した産業廃棄物の種類及び数量た当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。 委 は (略) 託 運 搬 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十 (略) 略 略 産業廃棄物の種類ごとに

2 3 略

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 第三項の規定による環境省令で定める事項は、 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二 次のとおりとする

(略)

五. に関する次に掲げる事項 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、 積替え又は保管の 場 所

イ・ロ (略)

に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 その旨を含む。 (当該産業廃棄物

ホ (略)

産業廃棄物処分業者にあつては、 保管の場 所に関する次に掲

げる事項

イ・ロ

業廃棄物が含まれる場合は、 保管する産業廃棄物 (略) 0 種 類 その旨を含む。 (当該 産業廃棄物に石綿含有産

二 ・ ホ (略)

2 3 略

(産業廃棄物処理施設の設置の許 可の申請

第十一条 (略)

2 \ 4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項 次のとおりとする。 ĺ

> 2 3 略

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 第三項の規定による環境省令で定める事項は、 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二 次のとおりとする

\ 匹 (略

五. に関する次に掲げる事項 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、 積替え又は保管の場

所

イ・ロ (略)

積替え又は保管を行う産業廃棄物の 種類

ニ・ホ (略

産業廃棄物処分業者にあつては、 保管の場所に関する次に掲

げる事項 イ・ロ (略)

保管する産業廃棄物の種類

ニ・ホ 略

2

3

略

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請

第十一条 (略)

2 \(\) (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は 次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を と。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができな と。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができな 一 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること 。		6~8 (略)	一・二 (略)
	2 ~ 12 (略) 第十二条の二 (略)	6~8 (略) (略)	一・二 (略)

第十二条の七 略

14 \(\)
16

(略)

る場合は、この限りでない。 設けられていること。 連続的に測定し、 かつ、記録するための装置が設けられてい ただし、 溶 融炉内 の温度を直接的 かつ

けられていること。 全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備 (ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保 が 設

五. 生成物」という。 ること。 溶融処理に伴い生ずる物 の流動状態が確認できる設備が設けられて (ばいじんを除く。 以 下 「溶融処理

を行う場合にあつては、 ていること。 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕 次の要件を備えた破砕設備が設けられ

とを連続的に監視するために必要な措置が講じられているこ 投入する廃棄物に破 砕に適さない ものが含まれてい ないこ

産業廃棄物が飛散しないように破砕設備と一体となつた集じ ん器が設けられている場合は、 建物の中に設けられて いること。 この限りでない。 ただし、 周囲に石綿含有

ること。 のに限る。 に必要な集じん器(粉じんを除去する高度の機能を有するも 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため 及び散水装置その他必要な装置が設けられてい

13 \(\)
15 (略)

第十二条の七 (略

- 42 -

略

は、次のとおりとする。(一令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準)

度を速やかに摂氏千五百度以上とし、これを保つこと。

二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温

□ 盗融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数

兀 ない。 直接的 三項第三 る溶融炉内の を連続的に測定し、 溶融炉 内の か 一号ただし 温度を記録すること。 温 度を間接的に把握することが 連続的に測定し、 書に カコ 規定する装置を用 つ、 当 該温 記録する場合は、 度及び当該温度から推定され ただし、 いて 第十二 できる位置の 溶 融 炉内 一条の二 この限りで の温度を 第十 温度

月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六

を記録すること。を確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果へ一溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していること

- こと。 七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにする

生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理

消火器その 火災の 発生を 他の消火設備を備えること 防 止 するた 8 15 必 要な措 置 を 講 ずるとともに、

溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破

砕を行う場合にあつては、 投入する廃棄物に破砕に適さないも 次によること。 のが含まれ 1 ない

7

とを連続的に監視すること。

に必要な措置を講ずること。 破砕によつて生ずる粉じん 0) 周 囲 0) 飛散 を防 止するため

以上測定し、 集じん器の 出 口における排 カコ つ、 記録すること。 ガ ス中 0 石 綿 0 濃度を六月に

14 令第七条第十二号の二に掲げる施設(ポリ塩化ビフェニル汚染 集じん器にたい 積した粉じんを除去すること。

13

とする。 物分解施設を除く。)の 維持管理の技術上の基準は、 次のとおり

常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、 措置を講ずるとともに、 廃油、 廃酸及び 一廃アル 第 カリ 十二条の二第十四項第一号の規定に が 地 下に浸透し ない ように必要な 異

(略)

15 とする。 (分解施設に限る。) の維持管理の技術上の基準は、 令第七条第十二号の二に掲げる施設 (ポリ塩化ビフェニル 次のとおり 汚染

常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検 措置を講ずるとともに、 廃油、 廃酸及び廃アル 第十二条の二第十五項第一号の規定にカリが地下に浸透しないように必要な 異

> とする。 物分解施設を除く。 令第七条第十二号の二に掲げる施設)の維持管理の技術上の基準は、 (ポリ塩化ビフェニル汚 次のとおり

常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し 措置を講ずるとともに、 廃油、 廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な 第十二条の二第十三項第 一号の規定に

14 二~六 (略)

とする。 物分解施設に限る。)の維持管理の技術上の基準は、次のとおり 令第七条第十二号の二に掲げる施設 (ポリ塩化ビフェニル汚染

より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し 措置を講ずるとともに、 廃油、 を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な 第 十二条の二 一第十四 項第 号の規定に 異

二~五 (略)

次のとおりとすること。 6 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、

常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定に一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な

一 三 (町)

(記録の閲覧)

ホまでに定める日までに備え置くこと。記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イから

事項 翌月の末日 号イ、第五号イ、第六号イ及びニ⑴並びに第七号イに掲げる 子、 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二イ、第四

の翌月の末日
・ 一次条第一号口及び二、第二号口及び二、第二号口及び二、第二号口及び二、第二号口及び元並びに第七号二及びチに掲げる事項第三号の二口から二まで、第四号口、ハ及びホ、第五号口及び二、次条第一号口及び二、第二号口及び二、第三号口及び二、

を行つた日の属する月の翌月の末日ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検、第四号ニ、第五号ホ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びへ

二~五 (略)

常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。より設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定に廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な

二·三 (略)

(記録の閲覧)

・・ 己碌は、こうたいのにとびこうげらどかにはない角をたいの四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第八名

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イホまでに定める日までに備え置くこと。 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イから

に第七号二及びチに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第二号イ及びニ(1並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日

果の得られた日の属する月の翌月の末

日

の翌月の末日(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)及び、(2)、第二号ハ、第三号ハ、第四号ニ、第五号ホ

(略)

<u>-</u>. <u>=</u>. (略)

(記録する事項)

の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条 設の種類に応じ、 当該各号に定める事項とする。

<u>ر</u> <u>=</u> (略)

三 の 二 施設 令第七条の二に規定する令第七条第十 次に掲げる事項 一号の二に掲げる

類及び数量 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの 種

掲げる事項 第十二条の七第十三項第四号の規定による測定に関する次

(3)(2)(1)に 当該測定を行つた位置

- 当該測定の結果の得られた年月日
- の温度 場合にあつては、 当該測定の結果及び第十二条の七第十三項第四号本文の 当該測定の結果から推定される溶融炉内

第十二条の七第十三項第五号及び第十 一号ハの規定による

- 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (4) 当該測定の結果 (1) 当該測定に係る排ガスを採 (2) 当該測定に係る排ガスを採 (3) 当該測定に係る排ガスを採 当該測定の結果の得られた年月日 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- 第十二条の七第十三項第六号の規定による試験に関する次

ニ・ホ

二 三 (略)

第十二条の七の三 設の種類に応じ、 の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施 (記録する事項) 法第十五条の二の三において準用する法第八条 当該各号に定める事項とする。

(略)

項

- (4) (3) (2) (1) に掲げる事で 当該試試 記載式 当該試験に係る試 料を採 取 いした位 置
 - 当該試験に係る試料を採取した年月日
- 当該試験の結果の得られた年月日

を行つた年月日 第十二条の七第十三項 第八号の規定によるば いじんの 除去

去を行つた年月日 第十二条の七第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除

に掲げる施設 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号 次に掲げる事項

(略)

号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項 五号ハ、 第三号二、第四号二、第五号二及びホ並びに第十六項第三 第十二条の七 ニ及びホ2)並びに第六号ニ並びに第十五項第 第十四項第二号ハ、第三号ハ、 第四号 号ニ 第

(1) (3) (略)

次に掲げる事項 ホ並びに第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する 二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号 三号へ及びヲ、第四号ヌ、第五号ト及びワ並びに第十六項第 ル、第五号へ、第六号へ及びヲ並びに第十五項第二号 第十二条の七第十四項第二号ニ、 第三号ホ、 第四号ホ 及び 第

(1) (4) (略)

第三号ホ 第十二条の七第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五 第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物

> に掲げる施設 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号 次に掲げる事項

(略)

兀

口 、第三号ニ、第四号ニ、第五号ニ及びホ並びに第十五 号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項 五号ハ、二及びホ2)並びに第六号二並びに第十四項 第十二条の七第十三項第二号ハ、第三号ハ、第四号 第二号二 項

(1) (3) (略)

ハ第十二条の七第十三項第二号ニ、 (1)~(4) (略) 次に掲げる事項 二号の規定によりその例によることとされた第十三項第三号 市並びに第十五項第三号へ及びチの規定による測定に関する 三号へ及びヲ、第四号ヌ、第五号ト及びワ並びに第十五項第 ル、第五号へ、第六号へ及びヲ並びに第十四項第二号へ、第 第三号ホ、 第四号ホ及び

項 第十二条の七第十三項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十 第三号ホ、 第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物

質等の除去を行つた年月日

る次に掲げる事項項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関すホー第十二条の七第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五

(1) (4) (略)

五~七 (略)

についての特例の対象となる一般廃棄物) (産業廃棄物処理施設の設置)

。)とする。
十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃

一~四 (略)

四の二 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物 (

他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。

五・六 (略)

第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

一~三 (略)

次のとおりとする。

該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当

石綿含有産業廃棄物を処理する旨)

質等の除去を行つた年月日

項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関すホ 第十二条の七第十三項第四号チ及び第六号リ並びに第十四

(1) (4) (略)

る次に掲げる事項

五~七 (略)

についての特例の対象となる一般廃棄物)(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置

。)とする。
十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃

一~四(略)

五・六(略

第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

ĺ

一〜三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種

五~七

にあつては、 処理量(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごと 石綿含有 般廃棄物の処理量を含む。) の見込み

2 3 (略)

者に交付するものとする。 したときは、 都道府県知事は、 次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした 法第十五 条の二の四の規定による届出を受理 4

一 三 (略)

該施設が前条第四 産業廃棄物処理施設において処理する一 号 \mathcal{O} 二に掲げる施設 で ある場合にあ 般廃棄物の種類 つては、 (当

石綿含有 般廃棄物を処理する旨

Ŧī. 略

5

許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

める軽微な変更は、 十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定 次の各号の いずれにも該当しない変更とする

項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大さ 該イからカまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同 せることとなるもの イからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、 当 次

略

五, {七 略

0 処理量の見込み 産業廃棄物処理施設において処理する一 般廃棄物の 種類ごと

2 • 3 (略

者に交付するものとする。 したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理

一 <u>5</u> 三 (略)

兀 産業廃棄物処 理施設において処理する一 般廃棄物

0 種

五. 略

5

第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定 める軽微な変更は、 (許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更) 次の各号のいずれにも該当しない変更とする

(略)

のイからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次 せることとなるもの 項第五号に掲げる数値の変化により生活環境 該イからカまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同 への負荷を増大さ

ル く ヨ 令第七条第十 号 0 12 掲げ る施 設 溶 融 炉又は 破砕設備

匹• 五. (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 とする。 条第三項の規定による環境省令で定める事項は、 規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項法第十五条の二の五第三項において準用する法第九

<u>·</u> (略)

等又は石綿含有産業廃棄物の 令第七条第十 一号の二に掲げる施設にあつては 溶融処理に伴 い生ずる廃棄物の処 廃石綿

分方法

、産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届 出

第十二条の十一 次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府 九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、 法第十五条の二の五第三項において準用する法第

~ 五. (略) 県知事に提出して行うものとする。

が含まれる場合は、 埋め立てた廃棄物の その旨を含む。 種 類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物 数量及び性状

(略)

2 前項の届出については、 場合におい 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」 同 項 第四 第五条の五第二項の規定を準用する。 | 号中 「石綿含有 と読み替えるものと 般 廃棄: 物 とある

> ヌ| タ カ (略)

四 · 五 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 条第三項の規定による環境省令で定める事項は、 %定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九

とする。

略

三~六 略

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出

第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第 県知事に提出して行うものとする。 次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府 九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、

一 気 五. (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類、 数量及び性状

七~十 略

2

前項 の届出につい ては、 第五条の五第二項の規定を準用する。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する

(略

イからルまでに掲げる事項及び次に掲げる事項 一 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イ〜ホ (略)

へ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、その数量

次に掲げる事項号ハ、二及びへに掲げる事項並びに号 イからルまで並びに前号ハ、二及びへに掲げる事項並びに一 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一

イ〜 / (略)

する。の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものと前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場

(略)

イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類一 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イ・ロ (略)

棄物が埋め立てられている位置を示す図面への紹含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業

[業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請

号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する

(略)

イからルまでに掲げる事項及び次に掲げる事項令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前

イ~ホ (略)

掲げる事項 号 イからルまで並びに前号ハ及び三に掲げる事項並びに次に二 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一

イ〜ハ (略)

の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものと2 前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場

(略)

する。

イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場(前号)

イ・ロ (略)

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 号イ、 ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類 第一

(略)

石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、 廃

示す図面

(再生利用を行い、 又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 る環境省令で定める基準は、 法第十五条の四の二第一項第二号の規定によ 次に掲げるとおりとする。

一 匹

(略)

る知識及び技能を有すると認められる者であること。 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足り

係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に

六~十一 (略)

無害化処理に係る特 例 0 対 象となる産業廃棄物

第十二条の十二の十四 ると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする を生ずるおそれがある性状を有し、 境省令で定める産業廃棄物は、 対象とすることにより、 法第十五条の四の四第一項の規定による環 迅速かつ安全な無害化処理が促進され 人の健康又は生活環境に係る被害 かつ、 同条の規定による特例

> イ・ロ 略

号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場

、再生利用を行い、 又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 る環境省令で定める基準は、 法第十五条の四の二第一項第二号の規定によ 次に掲げるとおりとする。

(略)

五. 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足

る知識及び技能を有すると認められる者であること。

係る収集若しくは運搬又は処分に関する業務を行う役員 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請

六~十一 (略

(申請の経由)

定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。第十二条の十二の十五 法第十五条の四の四第一項の規定による認

(無害化処理の内容の基準)

よる環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定に

れるものであること。 被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であると認めら 定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る 定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境大臣が 消 当該申請に係る処理が、第十二条の十二の十四の規定により環

な無害化処理が確保されるものであること。 当該申請に係る処理により、当該処理に係る産業廃棄物の迅速

投入すること。 三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に

業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。 五 その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

よる環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第十二条の十二の十七 法第十五条の四の四第一項第二号の規定に

有する者であること。
一周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を

る事項を適切に行うことができる者であること。 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げ

- 受け入れる産業廃棄物の性状の確認及び管理

ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

持管理をすることができる者であること。

設に係るものに限る。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準(当該施理施設をある場合には、第十二条の七に規定する基準(当該施

りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
五)次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足

ロ 申請者が個人である場合には、当該者 係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員不 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に

められる者を有すること。 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認代表者であるものに限る。) において当該無害化処理に関するへ 当該無害化処理に係る事業場(前号に規定する者以外の者が

足りる経理的基礎を有すること。

七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに

ハ 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しな

S いと。

- 九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。
- 過しない者に該当しないこと。 十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経
- 産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。十一をの他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める

(無害化処理の用に供する施設の基準)

- よる環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第十二条の十二の十八 法第十五条の四の四第一項第三号の規定に
- 適合していること。第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に
- された処理能力を有すること。
 法第十五条の四の四第二項第五号の規定により申請書に記載
- 業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産

(準用)

の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の

規定中「一に 四の十 る法第八 る令第五 ほ 準用する法第八 戸 て、 、て準 **然定する** 十三から第六条の二十 表の 第六 应 規定は法第十五 第六条の二十 甪 下 次 \mathcal{O} 八条の二 - 欄に 条の 条の する令第五 の規定は法第十五条の四 調 \mathcal{O} た者に 表の 查 般 とあ +掲 兀 $\overline{\mathcal{O}}$ 廃 条の 棄 +0 げ 結 上 物 -四 の る字句にそれぞれ読み替えるものとする。 る 应 \mathcal{O} 規定による記録の閲覧について、 果 欄 9 条の 条の 0 \mathcal{O} 規定による認 兀 を 11 +=-0 一の規 十六 掲 は لح 記 7 載し あ 準 十二の規定による休 兀 兀 げ 第 る 用 \mathcal{O} \mathcal{O} 定による環境省令で定める事項につい \mathcal{O} る する。 規定 規定は令第七条の七において準用す 兀 規 + \mathcal{O} +た 第三項に 五までの規定は令第七条の七にお認定証について、第六条の二十四 書 定 は 中 条 は の四第三項において読み替えて 類 産業 この場合に 法第 同 \mathcal{O} に +表 0 廃 十五条の四 \mathcal{O} お V について、第六条の二十おいて読み替えて準用すいて、第六条の二十四の 中 棄 \mathcal{O} 十四」 物 欄 廃 止等 に お と 掲 い げる字句 と読み替える て、 \mathcal{O} \mathcal{O} 届出に 兀 これらの 第 第六条の は、 項 つい \mathcal{O}

_	の八第二項 二	の八第一項 同	第六条の二十四 第
	二項第七号	同項第六号	前条第二号の五第四号及び第六条の二十四
	第七号法第十五条の四の四第二項	第六号法第十五条の四の四第二項	第十二条の十二の十七第四 第十二条の十二の十七第四

からへまでおり、お第十四条第五項第二号イ	まで第四号イからヌ	六号 の八第四項第十 の二十四
は第六号いて準用する前項第五号又第十二条の十二の十九にお	第六号 前項第五号又は	号 の八第四項第九 の二十四
	五第六号十四の	号 の八第四項第七 第六条の二十四
令第六条の十	令第四条の七	号 の八第三項第十 第六条の二十四
法第十四条第五項第二号二	第四号リ法第七条第五項	号 の八第三項第八 第六条の二十四
法第十四条第五項第二号ハ	第四号チ	号 の八第三項第七 第六条の二十四
第八号法第十五条の四の四第二項	二項第八号 一二項第八号	第六条の二十四

	I					Γ
一号の十四第一項第一の十四第一項第一の十四第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一級の二十四	第六条の二十四	第六条の二十四	の八第五項第六条の二十四	十号 の八第四項第二 一十号	八号の八第四項第十の二十四	の八第四項第十四年の一十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十二十四十
第四号チュースの	前項	次 条	前項第十一号	令第四条の七	第四号リ法第七条第五項	第四号手 法第七条第五項
法第十四条第五項第二号ハ	いて準用する前項 第十二条の十二の十九にお	条がお替えて準用する次第十二条の十二の十九にお	いて準用する前項第十一号第十二条の十二の十九にお	令第六条の十	法第十四条第五項第二号二	法第十四条第五項第二号ハ

	第一項第五号	第六条の二十四
法第十五条の	上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	第六条の二十四第三項第
四の八第四項第二号いて準用する第六条	別の八第四項第二年四	三号ハの十四第三項第
第五号 第五号 第五号	第一項第五号	三号の十四第三項第
第一条の二条	第一項第一号	第六条の二十四第三項第
第 一 第 号 十		一号 第六条の二十四第三項第
いて準用する前項 第十二条の十二の	前項	第六条の二十四

第十二条の十二の十九にお	前項	第六条の二十四の十五第二項及
四の十四第二項いて準用する第六条の二十第十二条の十二の十九にお	第二項	の十四第五項
第十二条の十二の十九にお	前項第一号	第六条の二十四
四の八第四項第二号いて準用する第六条の二十	別の八第四項第二第二十四	
四の十四第一項第八号いて準用する第六条の二十	第一項第八号	五号の十四第三項第
法第十五条の四の四第一項	一項とおります。	四号ホ及びへの十四第三項第
第五号 六条の二十四の十四第一項 いて読み替えて準用する第		四号 の十四第三項第

四の十六第二項

(廃棄物の輸入の許可の申請)

らない。 した様式第二十 物の輸入の許可を受けようとする者は、 一条の 十二の二 ・九号による申請書を環境 $\overline{+}$ 法第十五 条 0 几 0 大臣 Ŧī. 次に掲げる事項を記載 第 に提 項 出 の規定により しなけ れば な 廃

一 (略)

れる場合は 当該廃棄物 0) その 種 類 旨を含む。 (当 該 廃 棄物に石綿 及び 性 含有 状 産 業廃 棄物が 含ま

当 れる場合は 該 N廃棄物 0 数 そ 量 0 数量を含む。 当 該 廃 棄 物に 石 綿 含有 産業廃る 棄物が ·含ま

四~十 (略)

2~4 (略)

5 書を環境大臣に提出しなければならない。 遅滞なく、 る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二 輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき) が終了したとき(輸入の一括許可を受けた者にあ 廃棄物の輸入の 項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでな 次に 掲げる事 許可を受けた者 項を記載した様式第三十六号による報告 は、 当該 ただし、 許 可に係る廃棄物 当該許可に係 つては、 は、 個別 \mathcal{O} 処

~四 (略)

廃 棄物が含まれる場 許可を受けた廃棄物 一合は 0 そ 0) 種 旨 類 [を含 (当該 む 廃 棄 及び性は 物に石綿含有産業 状並びに輸

廃棄物の輸入の許可の申請

6 した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出し 棄 十二条の ない。 物の輸入の許可を受けようとする者は、 十二の十四 法第十 五 条 0 兀 0 兀 第 次に掲げる事項を記 項の 規定により なけ れ ば

な載廃

一 (略)

当該

廃

棄物

0

種

類

及び

性

状

三 当該廃棄物の数量

四~十 (略)

2~4 (略)

5 る廃 条第一項 書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係 遅滞なく、 0) 分 廃棄 輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき) が終了したとき 棄物が特定有害廃棄物等の輸出 物 0 に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限り 次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告 輸入の許可を受けた者は、 (輸入の一括許可を受けた者にあつては、 |入等の 当該許可に係る廃棄 規制に関する法律第二 物 は、 で 個 \mathcal{O} 别 処

一~四(略

(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間五 当該許可を受けた廃棄物の種類及び性状並びに輸入した数量

の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量入した数量(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可

及びその合計)

6 (略)

六・七

(略)

(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

環境省令で定める者は、次のとおりとする。第十二条の十二の二十一 法第十五条の四の五第二項の規定による

~四 (略)

(廃棄物の輸入の許可を申請できる者)

係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とす定による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に第十二条の十二の二十二 法第十五条の四の五第三項第二号ハの規

(産業廃棄物の輸出に係る基準)

確実であると認められることとする。
、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることがする法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は第十二条の十二の二十三 法第十五条の四の七第一項において準用

産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者)

する法第十条第一項第四号ロの規定による環境省令で定める者は第十二条の十二の二十四 法第十五条の四の七第一項において準用

計) 内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合

六・七 (略)

6 (略)

ĺ

境省令で定める者は、次のとおりとする。第十二条の十二の十五 法第十五条の四の四第二項の規定による環(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

一~四 (略)

廃

棄

物

0

輸

入の許可を申請できる者

。 る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とする による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に係 第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第三項第二号ハの規定

産業廃棄物の輸出に係る基準)

ると認められることとする。業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であ十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該産第十二条の十二の十七 法第十五条の四の六において準用する法第

(産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者)

十条第一項第四号ロの規定による環境省令で定める者は、都道府第十二条の十二の十八 法第十五条の四の六において準用する法第

都道 府 県及び 市 町 村とする

(産業廃 棄 物 0 輸 出 0 確 認 0 申 請

申請書を環境大臣に提出しなけ ようとする者は、 する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受け 二条の十二の二十 次に掲げる事項を記載した様式第三十号による 五. 法第十五条の四 ればならない。 1の七第 一項にお V て準用

(略)

当該産業廃棄 が含まれる場合は 物 0 種 そ 類 0) (当 旨 を含む。 該 産 業廃 棄 及び性状 物に石綿 含有 産 / 業廃棄

が含まれる場合は 当該産業廃棄物の 数量 そ 0 **当** 数量を含む。 該 産 業廃 流棄物に 石綿含有 産 業廃 棄

兀 +

2 (略)

号による報告書を環境大臣に提出しなけ たとき) 物の処分が終了したとき(輸出 産業廃棄物の 個別の輸出ごとに当該 は、 遅滞なく、 輸出 (T) 確認を受けた者は、 次に掲げる事項を記載した様式第三十八 !輸出に係る産業廃棄物の処分が終了し の一括確認を受けた者にあつて ればならない 当該確認に係る産業廃

(略)

兀 並びに輸出した数量 含有産業廃棄物が含まれる場合は、 出 当該確認を受けた産業廃 |確認の有効期間内 した数量及びその合計 (輸出の一括確認を受けた者にあつては、 に行つた産 棄 物 0 業廃棄物の個別の輸出ごとの 種 その旨を含む。 類 (当 該産業廃棄物に石綿 及び性状

五. 略

> 県 及び 市 町 村とする

一業廃 棄 物 0 輸 出 0 確認の申 請

第

十二条の十二の十九 請 うとする者は、 る法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の 書を環境大臣に提 次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申 出 しなければならない。 法第十五条の四の六第 項において準用す 確認を受けよ

(略)

当該 業廃

産

棄

物

0

種

類 及び

性 状

三 当 該 産 業廃 棄 物 0 数量

兀 5 略

5 は、 号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。 たとき)は、遅滞なく、 棄 物の処分が終了したとき 産 業廃 個別の輸出ごとに当該 焼棄物の: 輸 出 の確認を受けた者は、 次に掲げる事項を記載した様式第三十八 .輸出に係る産業廃棄物の処分が終了し (輸出の一括確認を受けた者にあつて 当該確認に係る産 業廃

一~三 (略)

兀 び 期 数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該 その 間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出し 当該確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状並びに 合計) の確認の 能認の有効 輸 出 L た

五. 六 略

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ第十二条の三十五 (戦)	2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ 第十二条の三十五 (略)
(土地の形質の変更	土地の形質の変更
5 • 6 (略)	5・6 (略)
	下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面三の紹含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地
一•二 (略)	
4 第一項の図面は、次のとおりとする。	4 第一項の図面は、次のとおりとする。
	含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量
	六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿
一~五 (略)	一~五 (略)
する。	する。
を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりと	を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりと
3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項	3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項
2 (略)	2 (略)
第十二条の三十四(略)	第十二条の三十四(略)
(指定区域台帳)	(指定区域台帳)
一~四 (略)	一〜四 (略)
りとする。	次のとおりとする。
十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとお	する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、
第十二条の十二の二十 法第十五条の四の六において準用する法第	第十二条の十二の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用
(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)	(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)
6 (略)	6 (略)

ならない。

~ 七 (略)

石綿含有

般廃棄物、

下にある場合は、 当該廃棄物の位置を示す図面 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が

第十二条の三十六 る事項は、次のとおりとする。 法第十五条の十九第一 項 本文の環境省令で定め

(略)

又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は 地下にある廃棄物の種 類 (当該廃棄物に石綿含有 その旨を含む。 般廃棄物

五. (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届 出

第十二条の三十八 出して行うものとする。 次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、

五. 地下にある廃棄物の 種 類 **当** 該廃 棄物に石綿含有 般廃棄物

又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、 その旨を含む。

(略)

第十二条の四十 ないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする 土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じ 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準

ならない。

一 ~七 (略)

地

第十二条の三十六 る事項は、次のとおりとする。 法第十五条の十九第 項本文の環境省令で定め

(略)

兀 地下にある廃棄物 の種

五. 六 略

第十二条の三十八 出して行うものとする。 次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提 (既に土地の形質の変更に着手している者の届出 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、

<u></u> 5 匹 (略)

五. 地下にある廃棄物の

六~八 略

2

略

第十二条の四十 ないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じ 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準

~七 (略)

(措置命令書の記載事項)

とおりとする。 第十五条 法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次の

---(略)

のの言

及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることが
及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨
臣。第十五条の五において同じ。)が自ら講ずることがある旨
村長(法第十九条の三第三号に掲げる場合にあつては、環境大
村長(法第十九条の七第一項第一号に該当すると認められるときは

の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。第十五条の三 法第十九条の五第二項において準用する法第十九条

物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分を行つた者が当該処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄府県知事(法第十九条の三第三号に掲げる場合及び産業廃棄物、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道1 法第十九条の八第一項第一号に該当すると認められるときは

- \ \ t (m

措置命令書の記載事項)

とおりとする。 第十五条 法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、

次

一~三 (略)

要した費用の徴収をすることがある旨村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町四 法第十九条の七第一項第一号に該当すると認められるときは

一~三 (略) の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。第十五条の三 法第十九条の五第二項において準用する法第十九条

置に要した費用の徴収をすることがある旨 府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措、、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道 法第十九条の八第一項第一号に該当すると認められるときは

の徴収をすることがある旨講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用都道府県知事。次条及び第十五条の六において同じ。)が自ら産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は

(土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項)

一 構ずべき支章の余去等の借置の内容九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。第十五条の七の二 法第十九条の十第二項において準用する法第十

二 命令の年月日及び履行期限 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容

三 命令を行う理由

(届出台帳の調製等)

2 (略)

第十五条の八

(略)

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする

一~五 (略)

又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
六 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物

及び量

七~十三 (略)

4 第一項の図面は次のとおりとする。

·二 (略)

め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋

(届出台帳の調製等)

2 (略)

第十五条の八

(略

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする

一~五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類及び量

七~十三 (略)

4 第一項の図面は次のとおりとする。

· 二 (略)

置を示す 义 面

略

5

権限の委任

掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。 が自らその権限を行うことを妨げない。 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、 ただし、環境大臣 次に

五項に規定する権限 に限る。 法第九条の十第七 項において読み替えて準用する法第八条第 同 項に規定する通 知及び指定に係る部分

号までに掲げる事項が、 条の二十七第一項第一号、 、係る当該事項と同一である場合に限る。 法第十条第一項に規定する権限 過去になされた法第十条第一項の確認 第二号、第四号及び第七号から第十 同 項の確認に係る第六

法第十五条第五項に規定する権限 定に係る部分に限る。 法第十五条の 四の四第三 項 に (同項に規定する通知及び指 おいて読み替えて 準 用 する

項第一号、 係る当該事項と同一である場合に限る。) る事項が、 十五条の四の五第一 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限 過去になされた法第十五条の四の五第 第二号、 第四号、 項の許可に係る第十二条の十二の二十第 第五号、 第八号及び第九号に掲げ 一項の許可に (法第

までに掲げる事項が、 の二十五第 十条第一項に規定する権限 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第 項 第一号、 過去になされた法第十五条の四の 第二号、 (同項の確認に係る第十二条の十二 第四号及び第七号から第十号 七第

5

略

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、 が自らその権限を行うことを妨げない。 掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。 ただし、環境大臣

る当該事項と同一である場合に限る。) でに掲げる事項が、 二十七第一項第一号、 法第十条第一項に規定する権限 過去になされた法第十条第一 第二号、第四号及び第七号から第十号ま (同項の確認に係る第六条 項の確認に係

係る当該事項と同一である場合に限る。) る事項が、過去になされた法第十五条の四の 項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げ 十五条の四の四第一項の許可に係る第十二条の十二の十四第 法第十五 条の四 の四第一項及び第四項に規定する権限 四第 一項の許可に (法

げ 第 項に規定する権限 法第十五条の四の六において読み替えて準用する法第十条第 る事項が、 項 第一号、 過去になされた法第十五条の四の六において読み 第二号、 (同項の確認に係る第十二条の 第四号及び第七号から第十号までに掲 十二の十九

該事項と同一である場合に限る。 項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当

四 ~ 九 (略)

該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。) 第十二条の十二の二十第四項及び第五項に規定する権限 (当

+ (当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。 第十二条の十二の二十五第四項及び第五項に規定する権限

様式第 号 (第一条の三の二、 第七条の二、 第八条の五の二関係)

1 3 (略)

次に掲げる事項を記載すること。 氏名又は名称等の部分には、 次に掲げる者ごとにそれぞれ

 $(1) \backsim (6)$ (略)

定番号 条4の4第1 法第15条の4 項の認定を受けた者 の2第1項の認定を受けた者又は法第15 氏名又は名称及び認

5 (略)

様式第二号(第六条の二十七関

係

①一般廃棄物の種類 (当該 般廃棄物に 石綿含有 一般廃棄物が含

まれる場合は、 その旨を含む。)及び性状

及び数量の上限とする。 まれる場合はその数量を含み、 般廃棄物の数量 (当該一般廃棄物に石綿含有 括確認にあつては輸出の回数 般廃棄物が含

> ある場合に限る。 替えて準用する法第十条第一 項の確認に係る当該事項と同 で

四~九 (略)

該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。) 第十二条の十二の十四第四項及び第五項に規定する権限 (当

+ -当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。) 第十二条の十二の十九第四項及び第五項に規定する権限

様式第一 号 (第一条の三の二、第七条の二、 第八条の五の二 関

係

備考

1 3

4 次に掲げる事項を記載すること。 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ

 $(1) \sim (6)$

名称及び認定番号 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 氏名又は

5 略

様式第二号 (第六条の二十七関係

①一般廃棄物の種類及び性状

0 上限) 般廃棄物の 数量 (一括確認にあつては 輸出の回数及び数量

3~9 (略)	
様式第二号の六(第八条の二十一関係)	様式第二号の六(第八条の二十一関係)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1~3 (略)	1~3 (略)
4.「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な	4.「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な
荷姿を記載すること。	荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物	
が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄	
にその数量を記載すること。	
別系様式第三号(第八条の二十七関係)	様式第三号(第八条の二十七関係)
様式第四号(第八条の二十九関係)	様式第四号(第八条の二十九関係)
備考	備考
1~3 (略)	1~3 (略)
4 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物	
が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、	
「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。	
様式第五号(第八条の三十八関係)	様式第五号(第八条の三十八関係)
備考	備考
1~3 (略)	1~3 (略)
、「産業経験がの重真」委託した産業廃棄物に石	

産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第六号 (第九条の二関係)

(田)

管上限及び積み上げることができる高さ廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保成保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業の場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべて

様式第七号(第十条の二関係)

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び1.事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に

積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

とができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)をの旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げるこ類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに

様式第八号 (第十条の四関係)

種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の

様式第六号 (第九条の二関係)

行うかどうかを明らかにすること。)事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を

(略)

み上げることができる高さは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積の場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべて

様式第七号 (第十条の二関係)

- を行うかどうかを明らかにすること。)
 1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管
- (積替え又は保管を行う場合に限る。)類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種2.積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに

様式第八号 (第十条の四関係)

種類を記載すること。) 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の

その旨を含む。)を記載すること。)

(略)

上限及び積み上げることができる高さ乗物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積

様式第九号(第十条の六関係)

は、その旨を含む。)を記載すること。)の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合1.事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物

様式第十号 (第十条の九関係)

場合は、 物 処分業にあつては、 廃 は 廃棄物の 許可に係る事業の 種類 その旨を含む。 その旨を含む。 種類(当該産 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合)を記載すること。) 処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄 範 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる 囲)及び積替え又は保管を行うかどうか、 収 集運搬業にあっては、 取り扱う産業

様式第十八号 (第十一条関係)

産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該

む

焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の

(略

上げることができる高さ、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み、保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積

様式第九号 (第十条の六関係)

の種類を記載すること。)
1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物

様式第十号 (第十条の九関係)

載すること。)
ては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつ許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業

様式第十八号(第十一条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(略)

汚泥等又は焼却灰等の処分方法

様式第二十四号(第十二条の十一関係 様式第二十二号(第十二条の九関係 様式第二十 様式第二十号 別添 備考 む。 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は 石 溶融処理に :綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、 埋め立てた廃棄物の 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 8 施 1 6 設の ととし、 た書面に記載して、 合に記入すること。 廃棄物の処分方法は、 までの各欄については、 都道府県知事が定める部数を提出すること。 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人 種類及び 号 .伴い生ずる廃棄物の処分方法 (第十二条の五関 記載しきれないときは、この様式の例により作成し 略) (第十二条の 処 理 でする産 種 その書面を添付すること。 類 七 令第7条第11号の2に掲げる施設の場 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が |業廃棄 0) 係 (五関係) 該当するすべての者を記載するこ 物 0) その旨を含む。 種 類 (当該産業廃棄物に その旨を含 (当 該 様式第二十四号(第十二条の十一関係) 様式第二十二号 様式第二十一号 様式第二十号 備考 8 7 埋め立てた廃棄物の種類、 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の 施設の種類及び処理する産業廃棄物の 1 ととし、記載しきれないときは、この様式の例により作成し た書面に記載して、その書面を添付すること。 までの各欄については、 都道府県知事が定める部数を提出すること。 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人 (第十二条の五関係) 略 (第十二条の九関係) (第十二条の七の五関係) 数量及び性状 該当するすべての者を記載するこ 種 類 種類

含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状

様式第二十五号(第十二条の十一の二関係)

廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量埋め立てた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業

様式第二十九号(第十二条の十二の二十関係)

(略)

○合は、その旨を含む。)及び性状○廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場)

の上限とする。)合はその数量を含み、一括許可にあっては輸入の回数及び数量合はその数量(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場)

3~9 (略)

様式第三十号(第十二条の十二の二十五関係)

を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。いて準用する同法第10第1項の規定により、廃棄物の輸出の確認廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の7第1項にお

(略)

まれる場合は、その旨を含む。)及び性状の産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含

②産業廃棄物の数量(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含

様式第二十五号(第十二条の十一の二関係

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量

様式第二十九号(第十二条の十二の十四関係

面を添えて申請します。 定により、廃棄物の輸入の許可を受けたいので、関係書類及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の

図規

(略)

①廃棄物の種類及び性状

限) ②廃棄物の数量(一括許可にあっては、輸入の回数及び数量の上

③~⑨ (略)

様式第三十号(第十二条の十二の十九関係

を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。いて準用する同法第10第1項の規定により、廃棄物の輸出の確認廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の6第1項にお

(略)

①産業廃棄物の種類及び性状

②産業廃棄物の数量(一括確認にあっては、輸出の回数及び数量

及び数量の上限とする。 まれる場合はその数量を含み、 括確認にあ っては輸 出 0 口 数

様式第三十一号の二(第十二条の三十四関 係

別添

二条の三十九関係) 様式第三十一号の三(第十二条の三十五、 第十二条の三十八、第十

は ! 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は 地下にある廃棄物の 種 類 (当該廃棄物に石綿含有 その旨を含む 一般廃棄物又

様式第三十二号 (第十 匹 |条関 係

別 添 (裏面)

様式第三十四号 (第六条の二十七関係)

般 (廃棄物が含まれる場合は 確認を受けた一 般廃棄物の 種類 その旨を含む。 (当該一 般廃棄物に石綿含有 及び性状

る場合はその数量を含み、 輸出した数量 (当該 一般 廃 括確認にあっては個別の輸出ごとの 棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれ

様式第三十五号(第十二条の十二の二十関係)

数量の合計とする。

4 項の規定により、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の20第 輸入の一括許可の内容について、 次のとおり

届け出ます。

0) 上限)

(略)

様式第三十一号の二(第十二条の三十四関係)

二条の三十九関係 様式第三十一号の三(第十二条の三十五) 第十二条の三十八、

地下にある廃棄物の 種類

様式第三十二号 (第十四条関係

様式第三十四号 (第六条の二十七関係)

確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状

合計 輸出した数量 (一括確認にあっては、 個別の輸出ごとの数量の

様式第三十五号(第十二条の十二の十四関係)

届け 4項の規定により、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14第 出ます。 輸入の一 括許可の内容について、 次のとおり

様式第三十六号(第十二条の十二の二十関係)

5項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで許可を受廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の20第

許可を受けた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。

物

が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

様式第三十七号(第十二条の十二の二十五関係)

とおり届け出ます。 4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第

様式第三十八号(第十二条の十二の二十五関係)

けた廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。5項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで確認を受廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第

*廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び性状確認を受けた産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産)

数量の合計とする。) る場合はその数量を含み、一括確認にあっては個別の輸入ごとの輸出した数量(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれ

様式第三十六号(第十二条の十二の十四関係)

許可を受けた廃棄物の種類及び性状けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。5項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで許可を受廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14第

合計) 輸入した数量(一括許可にあっては、個別の輸入ごとの数量の

様式第三十七号(第十二条の十二の十九関係)

とおり届け出ます。 4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第

様式第三十八号(第十二条の十二の十九関係)

けた廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。5項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで確認を受廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第

輸出した数量(一括確認にあっては、個別の輸入ごとの数量の

確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状

合計)

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

める基準以外の同号レの環境省令で定める基準は同号レに規定す	項の第二欄に掲げるとおりとし、同号レの括弧内の環境省令で定	物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同	ために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄	7 令第六条第一項第三号レの同号ハ⑤に規定する汚泥を処分する	応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。	棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対	以外の同号夕の環境省令で定める基準は同号夕に規定する産業廃	欄に掲げるとおりとし、同号夕の括弧内の環境省令で定める基準	表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二	ものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別	及び同号夕の同号ハ③に規定する汚泥を処分するために処理した	じんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準	6 令第六条第一項第三号夕の同号ハ⑴に規定する燃え殼又はばい	2~5 (略)	第一条 (略)	(産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)	改正後
める基準以外の	項の第二欄に掲げるとおりとし、同号夕の括弧内の環境省令で定	物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同	ために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄	7 令第六条第一項第三号夕の同号ハ⑤に規定する汚泥を処分する	応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。	棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対	以外の同号ヨの環境省令で定める基準は同号ヨに規定する産業廃	欄に掲げるとおりとし、同号ヨの括弧内の環境省令で定める基準	表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二	ものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別	及び同号ヨの同号ハ③に規定する汚泥を処分するために処理した	じんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準	6 令第六条第一項第三号ヨの同号ハ⑴に規定する燃え殻又はばい	2~5 (略)	第一条 (略)	(産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)	改正前

8 定め る物質ごとにそれぞれ当該 定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したも る産業廃棄物に含まれる別 に含まれる別表第 同号ソの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で の括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの いて同 第六条第 項 Ô 第二 項 第三号ソの汚泥に係る環境省令で定 一欄に掲 <u>ー</u>の 九の項から二二の項までの第 各項 げるとお 表 第一 の第二欄に掲げるとおりとし、 \mathcal{O} りとする。 七 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 第 欄に掲 環境省令で \Diamond りとし、同一欄に掲げ のる基準 表第 げ る物質 0) 及

别 表第 第 条、 第三条関 係

0

. 当

路各項の 項からニニの る基準は同号ソに規定する産業廃棄物に含まれる別 第二 一欄に 掲げるとおりとする。 項までの 第一 欄に掲げ る物質ごとにそれぞれ

> る産 いて同 業廃 棄物に含まれ 項の 第二欄に掲げるとおりとする。 る別表第 0) 七の項 の第 欄に掲げる物

8

該各項 九 の 定め 号レの括弧 る物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、 \mathcal{O} 定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したも び に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第 同号レの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で 令第六条第 る基 項 0 から111の 準 第二欄に掲げるとおりとする。 は 内の環境省令で定める基準以 同 一項第三号レの汚泥に係る環境省令で定める基準 号レに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一 項までの第 欄に掲げる物質ごとにそれぞれ 外の 同号レ \mathcal{O} りとし、同パー欄に掲げ 環境省令で \mathcal{O}

表 第 (第 条、 第三条関係

别

<u> </u>	三二;	11		_	
二 ダイオキシン類(ダ		(略)	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	第一欄
		(略)	(略)	(略)	第二欄

四 イオキシン類対策特

兀

イオキシン類対策

年法律第百五号)第別措置法(平成十一

二条第一項に規定す

年法律第百五号)第

いう。以下同じ。)るダイオキシン類を二条第一項に規定す

備考

1 度として表示されたものとする。 理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化 出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃 はばいじんに含まれる当該各項の第 ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、 は鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第 若しくはソに規定する産業廃棄物、 この 項 第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、 表の 0 項から二三の項までに掲げる基準は、 欄に掲げる物質を溶 指定下水汚泥若しく 汚泥若しく 同号タ、 第四

· 3 (略

2

 \bigcirc

般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

備考

2 · 3 (略)

度として表示されたものとする。

出させた場合における当該各項の第二

|欄に掲げる物質の濃|

いじんに含まれる当該各項の第

はば

(傍線の部分は改正部分)

厚生省令一号)(抄)

(昭和五十二年総理府・

合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業第二条 (略) 号及び第二十号の規定の例によるほか、次によること。この場第二条 (略) 一 (本) 一 ((一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) (一般廃棄物の最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の、 最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の、 最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の、 最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の、 一次の位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までによる一般廃棄物の最終処分場の経済では、その旨を含む。)及び数量、 一次の位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止まではその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止まではその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までは、 一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)	改正後
一	3 (略) (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準) (一般廃棄物の最終処分場の維持管理 を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)	改正前

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び第二条 平成二十年四月一日までは、第一条の規定による改正後の(経過措置) 附 則	改正後	(傍線の部の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年八月十八日厚生省令第一一五号)(抄)()	3・4 (略) 3・4 (略) 3・4 (略) 3・4 (略)
清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び第八条の三十六の第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び(経過措置)	改 正 前		3・4 (略) 3・4 (略)

 \bigcirc 地方環境事務所組織規則(平成十七年九月二十日環境省令第十九号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

<u>六</u> ~十七 (略) び輸出に関すること。	五 廃棄物(廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。)の輸入及処理に係る特例に関すること。三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)に規定する無害化四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百	に掲げる事務をつかさど	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
五~十六 (略) る廃棄物をいう。)の輸入及び輸出に関すること。 法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。) に規定す	四 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年四	一~三 (略) る。 第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさど(廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさど	-